

平成24年第5回坂町議会定例会

会 議 録

1. 第1日目招集年月日 平成24年12月6日

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 第1日目開会年月日 平成24年12月6日

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（12名）

|               |                   |
|---------------|-------------------|
| 1番 中 川 ゆかり 君  | 2番 主 枝 幸子 君       |
| 3番 奥 村 富士雄 君  | 4番 柚 木 喬 君        |
| 5番 中 下 伸 君    | 6番 出 下 孝 君        |
| 7番 姫 宮 五 鈴 君  | 8番 折 出 直 幸 君      |
| 9番 大 田 直 樹 君  | 10番 中 雅 洋 君       |
| 11番 瀧 野 純 敏 君 | 12番 川 本 英 輔 君（議長） |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

なし

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|              |           |
|--------------|-----------|
| 町 長          | 吉 田 隆 行 君 |
| 副 町 長        | 齋 藤 哲 也 君 |
| 教 育 長        | 枝 廣 泰 知 君 |
| 総 務 部 長      | 陰 山 讓 治 君 |
| 民 生 部 長      | 黒 田 康 也 君 |
| 会 計 管 理 者    | 久 保 俊 秀 君 |
| 建 設 部 長      | 三 宅 信 治 君 |
| 教 育 次 長      | 車 地 勝 司 君 |
| 民生副部長兼保険健康課長 | 佐々木 真 哉 君 |
| 総 務 課 長      | 新 木 之 博 君 |
| 企画財政課長       | 中 村 政 愛 君 |

|        |             |
|--------|-------------|
| 民生課長   | 奥 至 雅 君     |
| 税務住民課長 | 河 本 和 彦 君   |
| 環境防災課長 | 吉 原 修 君     |
| 産業建設課長 | 西 谷 伸 弘 君   |
| 都市計画課長 | 三 好 修 平 君   |
| 出納室長   | 山 根 道 春 君   |
| 学校教育課長 | 中 村 輝 彦 君   |
| 生涯学習課長 | 坂 井 眞 智 子 君 |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|-----------|
| 議会事務局長 | 高 橋 蔦 江 君 |
| 主 任 | 車 地 広 敏 君 |

~~~~~○~~~~~

8. 議 事 日 程

「諸般の報告」

「議 会」

- (1) 議長報告
- (2) 後期高齢者広域連合議会報告
- (3) 議会運営委員会報告
- (4) 総務厚生委員会報告
- (5) 産業文教委員会報告
- (6) 議会基本条例推進特別委員会報告
- (7) (仮称) 町民交流センター整備事業  
検討特別委員会報告
- (8) 議会広報調査特別委員会報告
- (9) 総合計画調査特別委員会報告
- (10) 監査委員報告

「行 政」

- (1) 町長報告

## 議 事

- |       |        |                                               |
|-------|--------|-----------------------------------------------|
| 日程第 1 |        | 「会議録署名議員の指名」                                  |
| 日程第 2 |        | 「会期の決定」                                       |
| 日程第 3 | 議案第47号 | 「専決処分の承認を求めることについて（平成24年度坂町一般会計補正予算（第3号））」    |
| 日程第 4 | 議案第48号 | 「指定金融機関の指定について」                               |
| 日程第 5 | 議案第49号 | 「坂町税条例の一部改正について」                              |
| 日程第 6 | 議案第50号 | 「坂町立町民体育場設置及び管理条例の一部改正について」                   |
| 日程第 7 | 議案第51号 | 「坂町立町民体育場使用料条例の一部改正について」                      |
| 日程第 8 | 議案第52号 | 「坂町町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について」                 |
| 日程第 9 | 議案第53号 | 「坂町営住宅及び共同施設の整備に関する基準を定める条例の制定について」           |
| 日程第10 | 議案第54号 | 「坂町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について」     |
| 日程第11 | 議案第55号 | 「坂町公共下水道の構造の技術上の基準を定める条例の制定について」              |
| 日程第12 | 議案第56号 | 「坂町都市公園等の設置に関する基準を定める条例の制定について」               |
| 日程第13 | 議案第57号 | 「坂町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について」 |
| 日程第14 | 議案第58号 | 「坂町営住宅設置及び管理条例の一部改正について」                      |

|       |        |                                                      |
|-------|--------|------------------------------------------------------|
| 日程第15 | 議案第59号 | 「平成24年度坂町一般会計補正予算<br>(第4号)について」                      |
| 日程第16 | 議案第60号 | 「平成24年度坂町下水道事業特別会<br>計補正予算(第2号)」                     |
| 日程第17 | 議案第61号 | 「(仮称)町民交流センター建設工事<br>請負契約の締結について」                    |
| 日程第18 |        | 「一般質問」                                               |
| 日程第19 | 発議第3号  | 「坂町議会基本条例の一部改正につい<br>て」                              |
| 日程第20 | 発議第4号  | 「坂町議会委員会条例の一部改正につ<br>いて」                             |
| 日程第21 | 発議第5号  | 「坂町議会政務調査費の交付に関する<br>条例の全部改正について」                    |
| 日程第22 | 発議第6号  | 「坂町議会政務調査費の交付の額の特<br>例に関する条例の一部改正につい<br>て」           |
| 日程第23 | 発議第7号  | 「坂町議会会議規則の一部改正につい<br>て」                              |
| 日程第24 | 発議第8号  | 「坂町議会政務調査費の交付に関する<br>規則の廃止について」                      |
| 日程第25 | 発議第9号  | 「地球温暖化対策に関する「地方財源<br>を確保・充実する仕組み」の構築を<br>求める意見書について」 |

~~~~~○~~~~~

9. 議 事 の 内 容

(開会 午前10時00分)

○議会事務局長(高橋蔦江君) 皆様、御起立ください。

御礼

(一同「おはようございます」)

○議会事務局長(高橋蔦江君) 御着席ください。

○議長（川本英輔議員） 皆さん、おはようございます。

本日から12月定例会が開会いたしますが、何かと師走のお忙しい中、また冷え込みも厳しくなっておりますが、体調には十分気をつけていただき、本定例会が皆様の御協力のもと議事日程どおり進行ができますようよろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。

それでは、会議成立のための定足数に達しておりますので、これより平成24年第5回坂町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

お諮りいたします。

本日の議事事件説明のため、この際、説明員の出席を求めたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、直ちに出席を求めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時02分）

（再開 午前10時03分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 町長から特に発言を求められておりますので、発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 皆さん、おはようございます。平成24年第5回坂町議会定例会が開会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、年末の何かと御多忙の中を御出席をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。このたびの定例会では15件の案件について御審議をお願いをいたすものでございます。案件の内容につきましては、後ほど御説明をさせていただきたいと存じます。

何とぞよろしく御審議をくださいます御承認を賜りますようお願いを申し上げます。御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（川本英輔議員） 議事に先立ち諸般の報告を行います。

初めに、議会側の報告を行います。

報告1 議長報告を行います。

第56回町村議会議長全国大会が11月14日、東京NHKホールにおいて開催され、出席いたしました。決議では、東日本大震災からの復興及び大規模災害対策の確立、分権型社会の実現、町村財政の強化など16項目が決議されました。決議文資料につきましては、お手元に配付いたしております。

また、全国九つの地域のブロックの要望もあわせて提出され、中国地方では、中国地方における高速交通体系等の整備促進に関する要望でした。特別講演会では、地方財政の現状と課題と題して東京大学名誉教授、神野直彦氏の講演がありました。

以上で報告を終わりますが、開催要項、資料については事務局に保管しております。終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告2 後期高齢者広域連合議会報告を行います。

折出議員。

○8番（折出直幸議員） 皆さん、おはようございます。広島県後期高齢者医療広域連合議会の定例会に出席しましたので、報告いたします。

去る10月26日13時より広島市の国保会館において、全員協議会と第2回定例会が開催されました。出席者は各市町の後期高齢者医療広域連合議会議員28名と連合長及び職員でありました。

会議の内容であります。主な審議は議長選挙と監査委員の選任、2番、23年度の決算認定、3番、24年度の補正予算でありました。

1の議長選挙であります。広島市の佐々木壽吉議員、欠員になっている監査委員に呉市の加藤忠二議員を選任いたしました。

2番、23年度の一般会計決算は歳入9億2,526万円、歳出9億2,504万円、特別会計決算は歳入が3,425億195万円、歳出3,425億149万円をそれぞれ認定しました。

3番、24年度一般会計補正予算（第1号）は22万円の追加と特別会計補正予算（第2号）4億3,574万円の追加は23年度の精算金の確定によるもので、いず

れも原案のとおり可決いたしました。

感想としまして、23年度の決算は前年度より保険給付費が3.6%の増加、医療給付延べ件数も3.8%の増加でした。また、被保険者数も2.5%増加していました。被保険者1人当たり個人の医療給付費も1%の増加、件数も1.2%ふえていました。今後の運営において被保険者、保険給付費等増加は避けられなく、大変厳しいものがあるように感じました。

以上で報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 次に、報告3 議会運営委員会報告を行います。

大田議会運営委員長。

○議会運営委員長（大田直樹議員） 議会運営委員会からの報告をいたします。

議会運営委員会は9月定例議会終了後、直ちに反省すべき点、よかった点等々を議題として会議を行いました。また、12月定例会の運営のための会議を11月2日と12月3日に2日間開催いたしました。11月2日には12月定例会における議員発議について、また議長宛てに提出されました意見書の取り扱いについても検討し、内容などにつきましては慎重審議し、12月定例会において議員発議6件の提出と意見書1件を採択することといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告4 総務厚生委員会報告を行います。

折出総務厚生委員長。

○総務厚生委員長（折出直幸議員） 総務厚生常任委員会の報告を行います。

去る11月16日13時より坂町議会第1委員会室において、坂町総合防災訓練概要について会議を行いました。出席者は委員5名と民生、黒田部長、環境防災課、吉原課長、山本係長でありました。平成24年11月21日に実施した坂町総合防災訓練について担当課より説明を受けた後、質疑を行いました。主な審議は以下のとおりであります。

1、3年に一度の総合防災訓練は災害時の取り組みが見学できるいい機会なので、住民参加をふやすことと見学者、住民や子供たちの増員を図り、より成果のある訓練にすること。2番、避難訓練も総合防災訓練の一環としてのPRに努めること。3番、実際の災害時に備えて地域リーダーの育成を図る。4番、訓練会場の効率的な配置転換を図る。展示品の位置や実際の訓練を近くで見えるように等です。5番、参加型訓

練をふやすことなどでありました。

黒田部長より、委員会の意見を検討して、さらによりよい訓練につなげていきたいとの答弁もありました。

最後に、実施計画どおりにおおむね進行できたようで、多くの団体の協力もあり、いい訓練であったと総括いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告 5 産業文教委員会報告を行います。

出下産業文教委員長。

○産業文教委員長（出下 孝議員） それでは、産業文教委員会の報告をいたします。

活動計画に基づき、10月10日、委員会を開催し、県道坂小屋浦線事業、天地川砂防堰堤設置事業、急傾斜地崩壊対策事業、横浜海岸離岸堤設置事業の各事業の進捗状況について産業建設課から説明を受けた後、現地確認を行いました。特に、心配しておりました離岸堤工事でのサンドコンパクション地盤改良工事での騒音は、消音型機器の導入等で緩和対策が講じられ、支障なく工事が進められておりました。その他の各事業とも異常なく順調に工事が進捗していることを確認いたしました。

以上で産業文教委員会報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告 6 議会基本条例推進特別委員会報告を行います。

瀧野委員長。

○議会基本条例推進特別委員長（瀧野純敏議員） 議会基本条例推進特別委員会より報告をいたします。

去る9月21日、10月5日、10月19日、11月2日、11月16日、12月3日の6回にわたり議会基本条例推進特別委員会を開会いたしました。9月定例会について、今後の協議事項の仕分け、補正予算案概要説明書の様式などを協議いたしました。地方自治法の改正に伴い、政務調査費の条例・規則変更については議会運営委員会に諮り、審議の結果、12月定例会に発議議案として議会運営委員会より提出されました。

以上、報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告 7 （仮称）町民交流センター整備事業検討特別委員会報告を行います。

出下委員長。

- （仮称）町民交流センター整備事業検討特別委員長（出下 孝議員） それでは、（仮称）町民交流センター整備事業検討特別委員会の報告をいたします。

11月26日に行政側より、プロポーザルに応募した株式会社竹中工務店が最優秀提案者に決まった経緯や提案内容を示した鳥瞰図、配置図、平面図、断面図等の資料に基づき、議会が要望した項目の織り込み状況等の説明を受けました。これを受けて、今後は町民の誰にも親しまれ、気軽に楽しめる使い勝手のよい施設を目指して、これらの図面をもとに検討、協議を重ね、実施設計図面への織り込みを進めてまいります。

以上で（仮称）町民交流センター整備事業検討特別委員会の報告を終わります。

- 議長（川本英輔議員） 報告8 議会広報調査特別委員会報告を行います。

大田委員長。

- 議会広報調査特別委員長（大田直樹議員） 議会広報調査特別委員会の報告を行います。

9月定例会以降、10月1日発行の議会だより編集のための委員会を8日間開催し、議会だより121号を発行いたしました。

議会広報の視察研修につきましては、11月13日に兵庫県淡路市議会より来庁され、議会広報さかの編集作業、短期間での発行方法、編集、校正の仕方等々について説明をいたしました。

また、今後の予定といたしましては、12月定例会終了後、来年1月1日発行の議会だより編集に向けての委員会を8日間程度開催する予定といたしております。

以上で議会広報調査特別委員会の報告を終わります。

- 議長（川本英輔議員） 報告9 総合計画調査特別委員会報告を行います。

瀧野委員長。

- 総合計画調査特別委員長（瀧野純敏議員） 議会総合計画調査特別委員会より報告をいたします。

平成24年9月26日、27日の2日間、島根県川本町の姉妹都市交流議員研修を行いました。坂町より10名と事務局より2名が出席をいたしました。26日には両町議員と事務局員を含めスポーツ交流を開き、親睦を深めました。翌27日は早朝より川本町役場会議室において研修会を開催し、テーマは少子高齢化対策についてと子育て支援について、川本町健康福祉課課長、職員を含めて研修を行いました。

坂町と違い、町民人口の減少と、広く住居が点在するため対策が行き届かず、苦勞

がうかがえました。そのため研修も、増加する空き家対策にひしとした感がありました。過疎の続く厳しいまちの状況を聞き、研修を終えました。

続いて報告いたします。

去る平成24年10月15日、議員10名、坂町行政より町長ほか3名、事務局2名、安芸衛生管理組合より2名にて、東京環境省にて視察研修を行いました。

研修内容は、環境型社会形成推進交付金制度の概要について、既設の廃棄物処理施設の基幹的設備改良工事と廃棄物処理施設における長寿命化計画策定支援事業、上記の事業が坂町にある安芸クリーンセンターの長寿命化による既存施設有効利用を図る上で利用できる事業であると説明を受けました。

10月16日には宮城県石巻市議会市民活動ルームにおいて視察研修を行いました。23年3月11日の東日本大震災の被災状況を現地視察し、未曾有の地震による大津波被害の恐ろしさを痛感をいたしました。

10月17日には宮城県松島町役場会議室において視察を行いました。日本三景の松島は、多くの島のおかげで津波の被害は他の多くの被災地よりは少なかったが、地震の影響で地盤沈下が起き、インフラ被害が大きく、ライフラインの復旧を急がねばと感じました。町の復興対策より多くの復興対策計画資料をいただき、我が町でも参考になる資料であると思いました。松島は観光地だけあって商店街の復興は目覚ましく、被災地の人々とボランティアの努力と気高さには感動をいたしました。

3日間の研修結果は参加者全員で議長宛てに報告書を提出してありますので、参考に供してください。

以上、報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告10 監査委員報告を行います。

中監査委員。

○監査委員（中 雅洋議員） 坂町監査委員報告をさせていただきます。

監査は坂町監査委員の西本昭孝氏並びに私、中 雅洋の2人で実施いたしました。

まず、例月出納検査は地方自治法第235条の2第3項の規定に基づきまして、平成24年9月分を9月28日に、平成24年10月分を10月23日に、平成24年11月分を11月20日にそれぞれ実施いたしました。

検査の結果につきましては、お手元に配付している資料のとおり、現金の出納は適正であると認めます。

次に、平成24年4月1日から平成24年9月30日までの一般会計並びに各特別会計予算の執行状況を確認するための定例監査を11月中に11日間実施いたしました。

監査方法については、事務事業が予算に基づいて計画的、効果的かつ経済的に執行されているかという点を主眼に置いて実施し、監査内容については定例監査報告書を作成し、12月20日に町長に提出する予定としております。

以上で坂町監査委員の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 次に、行政からの諸般の報告を行います。

報告1 町長報告。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） それでは、諸般の報告をいたします。

去る11月21日にNHKホールにおいて、来賓として内閣総理大臣、衆参両院議長及び衆参両院議員をお迎えし、全国町村長大会が盛大に開催され、私が出席をいたしました。

大会では、東日本大震災からの早期の復興を図るとともに、全国的な防災・減災対策を強力に推進すること、真の地方分権改革を強力に推進すること、地方交付税を還元、増額するとともに、財源調整、財源保障の両機能を堅持をすること、自動車取得税及び自動車重量税を見直す際は町村の代替財源の確保を前提とすること、食糧・木材自給率の向上により農山漁村の再生・活性化を図ること、地域経済・社会の崩壊を招くTPPには参加しないこと、国民皆保険を堅持するため都道府県を軸とした保険者の再編・統合を推進し、医療保険体制の一本化を図ること、領土・外交問題に毅然とした姿勢で挑むこと、市町村の強制合併につながる道州制は導入しないことを全会一致で決議をし、大会終了後、民主党及び自由民主党に対して実行運動を行いました。

なお、決議、特別決議の写しをお手元にお配りをいたしておりますので、参考に供してください。

次に、10月下旬から11月下旬にかけて、東京都におきまして各種事業の促進全国大会等が開催され、私が出席をいたしました。

大会は10月25日、中国地区港湾協議会及び港湾を考える全国集会、11月5日、都市基盤整備事業推進大会、11月6日、中国地方道路整備促進総決起大会、11月20日、土砂災害から人命と地域を守る砂防会議、広島県町長会議、11月22日、

水産業・漁村活性化推進大会及び国保制度改善強化全国大会が開催され、それぞれの課題に基づいた大会決議等が採択され、大会終了後に国会議員、関係省庁に要望をいたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより議事に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員には、会議規則第116条の規定により議長において7番姫宮五鈴議員、8番折出直幸議員、9番大田直樹議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定」についてを議題にします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日から12月12日までの7日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

したがって、会期は本日から12月12日までの7日間に決定しました。

日程第3 議案第47号「専決処分の承認を求めることについて（平成24年度坂町一般会計補正予算（第3号））」を議題にします。

提出者より報告及び提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第47号「専決処分の承認を求めることについて」御説明を申し上げます。

御承知のとおり、11月16日、衆議院が解散され、12月16日の投票となりました。この衆議院議員総選挙の予算執行に関しまして、議会を開くいとまがなかったため、平成24年度坂町一般会計補正予算（第3号）につきまして専決処分をいたしましたもので、議会の皆様に報告をし、承認を求めるものでございます。

予算内容につきましては、選挙執行経費を計上をいたしましたもので、既定の予算総額に661万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を51億2,811万8,000円といたすものでございます。

まず9ページの歳入で、県委託金では選挙費委託金661万8,000円を計上をいたしました。

次に10ページの歳出で、総務費の衆議院議員選挙費では必要執行経費をそれぞれ計上いたしました。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） この県の補助金ということで全額事業費になってるわけなんですけど、例えば不足する場合とか、あるいは余った場合でございませけれども、こういうときには、収入の処理の方法というののどのようになるんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 新木総務課長。

○総務課長（新木之博君） お答えいたします。

国政選挙ということで、全額国の経費によって選挙経費は執行されるものです。つきまして、余った場合についてということですが、かかった経費をそのまま精算をいたしますので、国からもらった交付金が余るということはありません。また、不足する場合もありません。衆議院議員総選挙に係る執行経費全額が国から交付されるものでございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 歳出のほうの項目なんですけども、661万8,000円の中の内訳なんですけど、あえてこれをどうこう言うわけじゃないんですけど、以前たしか参議院議員選挙のことが過去最近であったんですけど、このいわゆる報酬職員手当需用費等々の割合費というのは大体沿ってるんですか。ちょっと概略の流れだけ教えてください。

○議長（川本英輔議員） 新木総務課長。

○総務課長（新木之博君） お答えいたします。

それぞれの経費の割合が定まったようなものは特にはございませんが、実態に応じて、例えば時間外勤務手当等につきましては、例えば今回は期日前投票が11日間あるということで、選挙によってそういった期日前投票の期間も違いますので、そうい

った選挙の実態に即して予算を計上させていただいております。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第47号「専決処分の承認を求めることについて」を採決します。

本案は承認することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

したがって、議案第47号は承認することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第4 議案第48号「指定金融機関の指定について」を議題にします。

本件について、提出者より提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 指定金融機関の指定につきまして御説明を申し上げます。

指定金融機関につきましては、平成19年度から株式会社もみじ銀行、安芸農業協同組合による3年ごとの交代制といたしておりますが、本年度末で安芸農業協同組合の指定期間が終了いたしますことから、次期指定金融機関の選定につきまして、副町長、総務部長、会計管理者、総務課長、出納室長、税務住民課長及び企画財政課長をもって組織する指定金融機関調査研究委員会で検討を行うよう指示をいたしておりました。先般、当委員会において、株式会社もみじ銀行が次期指定金融機関として適当である旨の報告を受けたところでございます。これらを総合的に勘案をいたしました

結果、平成25年度から平成27年度までの3年間、株式会社もみじ銀行を次期指定金融機関として指定をいたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第48号「指定金融機関の指定について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第5 議案第49号「坂町税条例の一部改正について」を議題にします。

本件について、提出者より提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第49号「坂町税条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

このたびの改正は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の改正及び東日本大震災に伴う所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容は次の4点でございます。

1点目は、東日本大震災による住宅や家財等に係る損失の雑損控除について、災害関係支出適用の範囲を1年から3年へ、繰越可能期間を3年から5年へ延長をいたすものでございます。

2点目は、東日本大震災を受けて全国的にかつ緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する財源を確保するために、臨時措置として平成26年度から10年間、個人町民税の均等割額を500円加算するものでございます。なお、県民税についても同様に、広島県税条例が改正され、町民税分と県民税分それぞれ500円が加算され、合わせて1,000円の増加となるものでございます。本改正による町民税の影響額につきましては、町分として年間約300万円が増加するものと見込んでおります。

3点目は、町民税の退職所得の分離課税に係る所得割額から、その10分の1に相当する額を控除する特例措置が廃止されるものでございます。

4点目は、法人実効税率の引き下げと課税ベースの拡大により、県の法人事業税等は増収となり、町の法人町民税は減収となることによる県と町の増減収を調整するため、たばこ税の税率を改正し、税源移譲を行うものでございます。

内容につきましては、たばこ税の税率を1,000本につき旧3級品以外の紙巻きたばこは644円、旧3級品の紙巻きたばこは305円それぞれ県分を引き下げ、町分を引き上げるもので、たばこ税の総額に変更はございません。施行期日につきましては、公布の日から施行となります。ただし、町民税の分離課税に係る所得割額の特例措置の廃止については平成25年1月1日から、町たばこ税の税率の改正については平成25年4月1日からの施行となります。

御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） たばこ税の24年度における税額は、約たしか7,000万円ぐらいじゃなかったかと思うんですが、今回、約これが114%、14%アップということですよ。税収見込みとしてどのように来年度は読まれているかということをお聞きしたいんですが。

○議長（川本英輔議員） 河本税務住民課長。



○税務住民課長（河本和彦君） お答えいたします。

柚木議員おっしゃるとおり、約7,000万円がことしのベースでございますが、試算しましたら1,000万円ほど増収になるという試算をしております。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

大田議員。

○9番（大田直樹議員） これは全てがそうなのか、特例いうふうな東日本の特例で10年間の時限立法、町民税に関してはということなんですかね、ちょっと確認しておきたいんですけど。

○議長（川本英輔議員） 河本税務住民課長。

○税務住民課長（河本和彦君） お答えいたします。

おっしゃるとおり、10年間の時限というか特例で、10年間に限り均等割に上乘せられて課税されます。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○9番（大田直樹議員） この改正が全てでなくて、あそこの町民税の500円がそういうふうに理解しておってよろしいですか。そのときになったら、そのままいうんでなくて、またそのときの状況みたいなことでそのままとかいうんでなくて、もう時限立法いうふうなことなので、またもとへ戻るんですよというふうに理解しておいてよろしいんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 河本税務住民課長。

○税務住民課長（河本和彦君） これにつきましては、東日本大震災からの復興に関して地方公共団体が実施する施策云々というので臨時特例ということで、もう既に10年間のみということになっておりますので、途中で延期ということになりますと、また法律を国会で通していただく必要があるものだと考えておりますので、10年間に限りということでございます。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

瀧野議員。

○11番（瀧野純敏君） まだこれだけ税収が入る中で、少しはたばこを吸う人に何か携帯たばこ入れとかいうような考えは持ったことがないのか、その辺を聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 河本税務住民課長。

○税務住民課長（河本和彦君） お答えいたします。

今回の改正は税収1,000万円たばこ税がふえると申しましたが、そのかわり、これはあくまでも代替措置ということで、法人町民税は5%ほど下がりますので、そちらも試算すると約1,000万円下がります。ですから、入りとはプラス・マイナス・ゼロということで、純粋に1,000万円ふえたということではございませんので、御了承願いたいと思います。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第49号「坂町税条例の一部改正について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第6 議案第50号「坂町立町民体育場設置及び管理条例の一部改正について」、日程第7 議案第51号「坂町立町民体育場使用料条例の一部改正について」の2議案を一括議題とします。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

日程第6 議案第50号と日程第7 議案第51号を一括議題といたします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第50号「坂町立町民体育場設置及び管理条例の一部改正」及び議案第51号「坂町立町民体育場使用料条例の一部改正について」は関連がございますので、あわせて御説明を申し上げます。

このたびの改正は、（仮称）町民交流センター建設工事の測量、解体等に取りかかるため、町民体育館を廃止いたすもので、関係条例の一部を改正するものでございます。

坂町立町民体育場設置及び管理条例の新旧対照表をごらんください。第3条の表から坂町立町民体育館を削除するものでございます。

次に、坂町立町民体育場使用料条例の新旧対照表をごらんください。別表から町民体育館を削除するものでございます。

なお、施行期日は両条例とも平成25年1月1日でございます。

御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより質疑、討論、採決を行います。

質疑については一括で、討論、採決については1議案ずつ行いたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、質疑は一括で、討論、採決は1議案ずつ行います。

質疑を行います。

日程第6 議案第50号と日程第7 議案第51号について質疑はありませんか。

折出議員。

○8番（折出直幸議員） 来年の1月1日からの削除ということなんですけど、では使用に関しては年内は使えるという意味でいいですね。

○議長（川本英輔議員） 坂井生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂井眞智子君） お答えいたします。

年内は今までどおり使っていただいております。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって質疑を終結し、討論、採決に入ります。

討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第6 議案第50号「坂町立町民体育場設置及び管理条例の一部改正について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第50号「坂町立町民体育場設置及び管理条例の一部改正について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第50号は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第7 議案第51号「坂町立町民体育場使用料条例の一部改正について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第51号「坂町立町民体育場使用料条例の一部改正について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第51号は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第8 議案第52号「坂町町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について」を議題にします。

本件について、提出者より提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第52号「坂町町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について」御説明を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の基盤整備に関する法律が昨年公布されたことに伴い、道路法の一部が改正され、技術的基準等は道路構造令で定める基準を参酌して各自治体が条例で定めることとされました。

このため本町では、道路構造令で定める基準に準じて坂町町道の構造の技術的基準等に関する条例を制定をいたすものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

瀧野議員。

○11番（瀧野純敏君） 一つ聞きたいのが、構造令はどこでも規定規則で定める幅員まで縮小することができる、どこでも縮小することができるんだったら、条例が、だから坂町で広い道路ならいいけど、狭い道路のときには縮小ができるでしょう。どこでもこれに限り、どの項目でも拡大または縮小ができるが入ってるのは、これはどの辺の範囲までできるか、その辺の幅の狭さ。1.2から1メートルまでできるのか、小さいのでもできるのか、その辺を大まかでいいですから、ここにどこにも入ってるでしょう。その辺を一遍聞かせてもらいたい。4メートルを標準とするにしても一緒です。ちょっと聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） お答えします。

道路の幅員を定めるものにつきましては、先ほど言われました標準幅員等は4メートルないしは5メートルを設定をしておりますが、やはり地域の実情に応じまして、地域内、歩行者だけが通るような道路もありますので、その実情に合わせて定めることとしておりますので、幅員の広いところとか狭いところを地域の実態に合わせて整

備するものでございますから、こういう表現をさせていただいております。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） 通学路の確保の問題で、歩道と車道を分けたらいいんじゃないかという話をしたんですが、車道としては車道としての幅を持たないけんので、歩道の区別ができんというような話だったんですけども、この条例によったら、たとえ基準を下回る場合でも特別な理由があれば、そういう車道と歩道を区別できるというようなことはできるんですかね。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） お答えいたします。

今の通学路のそういった歩道の標示でございますが、新たに新設する道路につきましては、この基準に準じて、必要なところについてはそれを確保していくように基準にのっとり整備していくものでございますが、既存の道路につきましては、先ほどもありましたように、地域の現状等に合わせていきますので、すぐに構造的なものを標示するというのは難しいというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○11番（瀧野純敏君） 本来なら新設の町道というのは、県にも申請せずに町が勝手に幅も長さも規定できるわけですか、その辺をお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 新設の道路は、今現在、道路認定してないようなところを新たに新設するというので、これにつきましては延長とか幅員、これによって新設になるとかいうものではなく、新たに道路認定として設置するものを全て新設という考え方で整理しております。これは県は県道という形であり、町は町道とありますので、県とのかかわりはございません。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 特にはないんですけども、内容をずっと眺めましてね、例えば坂町ナイズされた例えば条例改正とか附則とかいうようなものが考えられるんですか。だから今いろいろと質問があったように、坂町は4メートルじゃなくてこうするんよとかですね、例えばそういうようなことの坂町ナイズされたものの附則というのは何か出るんですか。

数的に、例えば最後のほうに書かれています21条関係はこうだあだいうことが国ベースで書いてあるんですけど、これを数字を5を4にするとかですね、例えばそういう坂町並みに合わせた形のものが出るかどうか、ちょっとお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 議員御指摘のような坂町に合ったような形ということではあろうとは思いますが、この道路構造令等は全てそういう安全性を確保するという形のもとに制定されております。これらを参酌して町も定めておりますので、今の段階ですぐそういうふうにご中でそれを勘案していくというのは今考えておりません。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第52号「坂町町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第9 議案第53号「坂町営住宅及び共同施設の整備に関する基準を定める条例の制定について」を議題にします。

本件について、提出者より提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第53号「坂町営住宅及び共同施設の整備に関する基準を定める条例の制定について」御説明を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が昨年公布されたことに伴い、公営住宅法の一部が改正され、公営住宅等の整備基準は国土交通省令で定める基準を参酌して各自治体が条例で定めることとされました。このため本町では、国土交通省令で定める公営住宅等整備基準に準じて、公営住宅等の整備基準に関する条例を制定をいたすものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第53号「坂町営住宅及び共同施設の整備に関する基準を定める条例の制定について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩をいたします。

午前11時20分から再開いたします。

（休憩 午前11時07分）

（再開 午前11時22分）



○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第10 議案第54号「坂町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について」を議題にします。

本件について、提出者より提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第54号「坂町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について」御説明を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が昨年公布されたことに伴い、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正され、技術的基準等は道路構造令及び移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を参酌して各自治体が条例で定めることとされました。このため本町では、道路構造令及び移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準に準じて、坂町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例を制定をいたすものでございます。

御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 本町においても高齢化率が約28から29まですぐ行っちゃうと思うんですけども、この移動等円滑化の今回のこの制定について、過去本町で実施事例、どこの何ぼぐらいしたんかという実施事例をちょっと教えてもらえませんか。それとも、過去この条例は、本町では、国・県ではできておったけども、本町ではこれに類するあれはなかったんですか、法律は全くなかった。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） これまで坂町ではこういった条例がございませんでしたので、このたび制定するものでございます。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

瀧野議員。

○11番（瀧野純敏君） この8ページですか、立体横断施設の階段の件なんですけど、

中で段差の高さの基準がどうも載っとらんような気がするんやけど、それは町としてはどれぐらいのところを見ておってのか、聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 8ページの立体横断施設の階段等の基準でございますが、これにつきましては、実際階段の蹴上げの高さとか踏み幅ですね、これらにつきましては、路面等は平たんで滑りにくく、水はけのよいような構造、踏み幅につきましても、なるべく見やすい幅を考えて整備したいと考えております。これらの基準は今のところ定めてはおりません。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○11番（瀧野純敏君） 今のでいくと、要するに構造基準、建築構造基準なんかの配慮はできるわけですか。坂町の今度から移管されとるからね。構造基準どおりにやるのか、今、15センチですね、15センチから18センチ、もとは21センチあったのがどんどん下がって今15センチになって、それが基準ではいけるわけですね、幅がどうであれ、その辺聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 議員おっしゃるとおり、そういう基準でいけることになります。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○9番（大田直樹議員） 坂町にはエレベーターはありますけれども、エスカレーターは町のあれとしてはないわけですね。これは町の公共のものに限っての条例なんでしょう。それと、これに町の、私らはやっぱり健康いうことで、ありがたいことで、余りあれを利用してないんですけど、駅のところにある、この条例に即しているんでしょう。即してなければ、これに即するようにもう改善するんですよというふうなことなんですか、ちょっとお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） この条例につきましては、特定道路ということがございます。これらは一般的にそういう高齢者とか障害者の方が通る、駅から公共施設とかそういうところを国土交通省の大臣が指定された道路、こういうものを整備する、その道路を整備するときには、この基準に準じてという形になります。

また、先ほど言われました施設の中でのエスカレーターとかエレベーター、これら

は今、県の中でもそういう広島県福祉のまちづくり条例などでも基準がございますので、これらに準じて整備するようなことになろうと思いますし、これらをそういった福祉のまちづくり条例など考慮して、主務省令となるようにこの条例をうちも定めております。整備する道路の中の基準は定めておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○9番（大田直樹議員） じゃあ、坂の駅のところにあるのは、やはりこれの基準か、あれらは入らないわけですか。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） さっきも言いましたように、この条例自体が道路の構造に定める基準ということで、先ほど言いました特定道路として指定されたところの部分を整備する際、この基準をもって整備するということでございますので、駅とかそういう施設に関しては、この条例は適用はできません。そういったハートビル法とかそちらのほうの形で指定を受けると思います。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○9番（大田直樹議員） ちょっと私が理解が、あそこの横断は町道なってますよね。それでそこへ附随しとるから、あそこのエレベーターも私の解釈では町の管理のあれかなと思って、それに即しておるんだったら、やはりそういうふうな音声でいうふうなのをしなくちゃいけないのかなというふうにならうと思ったもんですからお聞きしたんですけど、あそこは上の道路、階段だけで、エレベーターは別よいうものですか。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） エレベーターにつきましても道路の附属物でございますので、これらが適用になります。ただし、先ほど言いましたように、この条例を制定した後に新設する場合の規制になります。ただ、そうは言いながら、今のエレベーターもある程度ありました福祉のまちづくり条例等の中で整備しておりますので、全然基準に合っていない状況にはなっていないと思います。

エレベーターのうち2基につきましては、県が設置しておる県の道路の横断陸橋という部分での県が施行している部分でございます。町は1基、南口のエレベーターを所有しております。これについては町のほうの道路の一部でございます。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○9番（大田直樹議員） ですから、これが施行されるときには、これに即したものに
しなさいということで、今まで既設物に関してはこの限りでないという理解なんですよ
うか。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） はい、そのとおりでございます。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○9番（大田直樹議員） せっかくこの条例をつくるんだったら、やはり高齢者やそう
いった障害者等に優しいというか、やはりこういうふうにしなさい言うんだったら、
音声ガイダンスいうふうなのが即してないんだったら、そういったのを設けることは、
これに即するような、これに即してないのであればですよ、私は利用してないからち
よっとわからないんですけど、既設のエレベーターがこれに当てはまらないのはわか
るんです。もうつくってある、これからいうふうなことで言えば当てはまらないわけ
ですけど、条例をつくるのであれば、これに即したようなものに全体を取りかえ言
うんでなくて、中で音声とかいうふうなのができるのであれば、そういうふうな方向へ
持っていけないんでしょうかということでございます。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 先ほどエレベーター自体がこの条例に当てはまってい
ないのではないかという御質問でございますが、先ほども言いましたように、もともと
設置したときには福祉のまちづくり条例、広島県福祉のまちづくり条例などございま
したので、これに準じてつくっておりますので、今のエレベーター自体が今回制定し
たものから規格的に外れているということはありません。

○議長（川本英輔議員） 姫宮議員。

○7番（姫宮五鈴議員） 済みません、議案第54号には関係ないんですが、今エレベ
ーターのことが出たので、よく今事故が起こってますよね、エレベーターで。あの坂
のあそこにあるエレベーターは大丈夫なんですかね。私よく利用するので、ちょ
っと不安なんです。よろしくお願いします、どうなのか。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 町の管理しているエレベーターにつきましては、整備、
点検、常に行っておりますので、そういうことはございません。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 本町は坂の多い坂町なんですね。この条例は、いわゆる車椅子のバリアフリー化みたいな形なんで、ぜひとも特定道路というふうな限りがあるみたいですけども、一応順次やっていただきたいと思うので、ただ質問内容は、坂の多いまちであるということで、何とか勾配が5%とかいうのを書いてありますね。さまざまそういうふうな理想論が書いてあるので、その辺との絡みでちょっと伺いたいと思います。坂町に当てはめた場合、なかなか難しい事例がいっぱいあるんじゃないかと思しますので、その辺の考え方をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 御指摘のように、坂町自体、急峻なところがございますので、規定に当てはまらないものはあろうとは思いますが、新たに整備する道路につきまして、なるべくこの基準を準じていくというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第54号「坂町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第11 議案第55号「坂町公共下水道の構造の技術上の基準を定める条例の制定について」を議題にします。

本件について、提出者より提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第55号「坂町公共下水道の構造の技術上の基準を定める条例の制定について」御説明を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が昨年公布されたことに伴い、下水道法の一部が改正され、公共下水道の構造は下水道法施行令で定める基準を参酌して公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めることとされました。このため本町では、下水道法施行令で定める基準に準じて坂町公共下水道の構造の技術上の基準を定める条例を制定をいたすものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

瀧野議員。

○11番（瀧野純敏君） 下水道なんですけど、坂町はもう96%、実質的には大方100%近いんですね。ただこの下水、権限移譲で坂町がつかないけんのやけど、つくっても、これに対して今度増改築なんかのときにはどうなんですか。民間も、これは公共だけで通用するのか、下水、本管をつくって民間が接続するでしょう、そこから辺の基準は入ってる、それとも入ってないのか、その辺を聞かせてもらえませんか。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） お答えいたします。

坂町の下水道整備は100%完了しておりますけれども、これも以前、上位の政令であります下水道法に基づき整備をいたしております。このたび坂町で技術上の基準を定めるということなんですけれども、これはそういった上位の政令を参酌して定めているものでございまして、全てそういったものに適合した基準となっており、今後の改築につきましても、そういった条例にのっとって改築をしていきたいというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

瀧野議員。

○11番（瀧野純敏君） もう一つだけ聞かせてください。

今言われるように100%近い公共用の下水道ができとるんだけど、これ恐らく今から、前から私、一遍言うたことがある。何十年もたつ、下水道、それから地震、災害による、そのときには、これは確実に適用されるんですか。後ろにちょっと書いてあるんだけど、どうもその辺が頭に入りにくいんだけど、もしかその辺で50年とか30年たったときに排水管が破れたとかそういうときの基準は、これによって通用させるのかどうか、その辺だけちょっと聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） お答えいたします。

現在、管渠に対する御質問というふうに考えておりますけれども、これにつきましては、現在、雨水ポンプ場につきましては長寿命化計画を策定して、順次改築をする計画にしております、これもこういった基準に基づいてやることとしております。

また、管渠につきましても、ポンプ場が終わった時点で、必要があれば、そういうふうな基準に基づいて改築、更新をしていくことと考えております。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第55号「坂町公共下水道の構造の技術上の基準を定める条例の制定について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第12 議案第56号「坂町都市公園等の設置に関する基準を定める条例の制定について」を議題にします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第56号「坂町都市公園等の設置に関する基準を定める条例の制定について」御説明を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が昨年公布されたことに伴い、都市公園法の一部が改正され、都市公園の配置及び規模に関する技術的基準は都市公園法施行令で定める基準を参酌して地方公共団体の条例で定めることとされました。このため本町では、都市公園法施行令で定める基準に準じて坂町都市公園等の設置の基準を定める条例を制定をいたすものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

大田議員。

○9番（大田直樹議員） これは今までの出とるんも、みんな国の指針によって町が定めなさいよということで、こうやって定めていくんですけど、坂町独自でこういうふうなのもいうことはできるんでしょうか。例えば前もよそへ行ったら公園のベンチとかあれして、はぐって、そしたらそこがコンロになったりとかいうふうなのが話に出たことがあるかと思うんですけど、そういうふうなものとかいうふうな、坂町独自のものにつけ加えたりすることというのはできるんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） お答えいたします。

今回の条例制定につきましては、都市公園の建蔽率でありますと、100分の2でありますとかそういった基準を設けるものでございまして、細かく遊具につきましても休憩施設につきましても、そういった基準を定めるものではございませんので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○9番（大田直樹議員） そういった細かいところにあれするいうんでなくて、1人当たりとか平米数に応じて、パーゴラとかは何平米以下、そういったことのみで、そういったベンチにどうこういう細かいあれではないんだというふうに、それらは条例に定めなくても必要があればできるんですよというふうに、じゃあ定めてないけど、もし必要であれば、そういうのは条例云々でなくてできるんですよというふうな解釈を持ってよろしいでしょうかね。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） お答えいたします。

細かいそういった基準等につきましては、地域からの要望とかニーズに沿うように、もしそういった声が出れば検討してみる価値はあると思いますけれども、今回の条例に関しましては、そういった建蔽率とか公園の1人当たりの面積とかそういったものを定めるものでございまして、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） 都市公園の役割が地域住民の福祉の向上というようなこともあるんでしょうが、昨今、防火とか避難、災害避難とかいうことで、そういった面での役割が大きくなって、ここの中でも災害の防止あるいは避難等に資するように考慮するというふうに書いてあるんですけども、現状では、そういう公園の中での避難訓練のときには避難場所としてはやるんですけども、そういう避難に対しての、あるいは防災に対しての施設とかそういったものがないですね。例えば今、案内看板にしてもないわけなんですけど、そういったことは今後この条例にそういった資するようというふうに書いてありますので、何らかの形でちゃんとしたそういう取り組みというものはしていくつもりなんですかね。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） お答えいたします。

確かに都市公園につきましては、防災時の避難場所として位置づけられておりまして、これは担当課とも協議をしながら、どういった位置づけにしていったらいいのかを検討していきたいというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第56号「坂町都市公園等の設置に関する基準を定める条例の制定について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第13 議案第57号「坂町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について」を議題にします。

本件について、提出者より提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第57号「坂町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について」御説明を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が昨年公布されたことに伴い、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正され、特定公園施設の新設、増設または改築に伴う技術的基準は移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令で定める基準を参酌して地方公共団体の条例で定めることとされました。このため本町では、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令で定める基準に準じて坂町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例を制定をいたすものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

中川議員。

○1番（中川ゆかり議員） 高齢者や障害者に優しい公園づくりを目指されてるというのがこの制定でわかりますが、もっと利用者に優しくするために、思い切って全面また反面屋根をつけたりとか、平常時にも防災時にも大切な役割を持つですね、平常時には利用者に優しいそういう設置みたいな思い切った設置みたいなものを今後していられるというようなお考えはありますか。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） お答えいたします。

利用者に優しいという整備ということでございますけれども、各公園の規模とか地域に沿った公園整備を進めておりますけれども、そういった避難の、先ほど奥村議員のほうから出ましたけど、防災機能ということで、既に担当課とは協議に入っておりまして、ずっと継続的に坂町地域防災計画の中でも避難場所として位置づけられておりまして、そういったことは継続してやっていきます。屋根とかそういったものにつきましても、必要に応じて設置していければと、設置を前向きに検討していきたいというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今、都市計画課長のほうから答弁がありました。公園は子供、高齢者を問わず、地域住民がくつろぐ場あるいは健康増進に活用する場として建設しておるような背景もございまして、あくまでも地域の皆さんが元気に活用していただく、また先ほどもございましたように、有事の際あるいはいざというときに、そういう防災面からも活用できるような公園、地域の方のあらゆることに関して包含できる公園として位置づけて、これからも整備をしていきたいというふうに考えておりますので、今検討というようなこともありました。あくまでもそれが第一義ということで、ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（川本英輔議員） 姫宮議員。

○7番（姫宮五鈴議員） 済みません、現段階で特定公園施設は坂町に幾つあるんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） お答えいたします。

坂町が管理しております公園は現在33カ所ありまして、そのうち今後こういった基準に沿った整備をしていく公園につきましては、その特定公園につきましてはこういう整備を進めていくということをごさいます、特定公園につきましては、現在ありません。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第57号「坂町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第14 議案第58号「坂町営住宅設置及び管理条例の一部改正について」を議題にします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第58号「坂町営住宅設置及び管理条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が昨年公布されたことに伴い、公営住宅法及び同法施行令の一部入居者資

格等が改正され、各自治体の条例に委任されることとなったことから、本年3月に議決をいただき、これら入居資格のうち同居親族要件の継続と引用条文の改正をいたしました。本議案は一部改正された公営住宅法及び同法施行令が本年4月から施行されたことから、地方分権の観点から、入居資格の収入基準を従来基準の政令月額15万8,000円とし、高齢者、障害者等の裁量段階については21万4,000円とすることを規定するなど、条例に規定するとともに、引用条項や読みかえ規定など、一部条例を改正をいたすものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第58号「坂町営住宅設置及び管理条例の一部改正について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 午前中の会議はこの程度にとどめ、暫時休憩をいたします。

再開は午後1時とさせていただきます。

（休憩 午前11時58分）

（再開 午後1時00分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第15 議案第59号「平成24年度坂町一般会計補正予算（第4号）」を議題にします。

本件について、提出者より提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第59号「平成24年度坂町一般会計補正予算（第4号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入におきましては、町税及び国・県支出金等の収入見込みに基づきまして補正計上を行い、歳出におきましては、各事業の決算見込みに基づきまして、それぞれ補正計上をいたしました。

また、職員の人事異動による給与の調整をいたし、町がお借りをいたしております土地の借り上げ料につきましても所要の改定を行い、それぞれ関連科目に必要額を計上したことにより、既定の予算総額に6,993万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を51億9,805万4,000円といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず歳入につきまして、11ページの町税では、法人均等割560万円の増額及び法人税割3,060万円の減額を計上いたしました。

分担金及び負担金、総務費負担金では、関係機関へ派遣をいたしております町職員に係る負担金をそれぞれ減額をいたしました。

国庫支出金、民生費国庫負担金では、子ども手当負担金、生活保護費負担金及び児童手当負担金をそれぞれ計上いたし、12ページの県支出金、民生費県負担金におきましても、子ども手当負担金及び児童手当負担金をそれぞれ計上いたしました。

県委託金、教育費委託金では、広島県学校給食モニタリング事業を計上いたしました。

財産収入、不動産売払収入では、県道事業等に係る町有地の売り払い収入4,716万7,000円を計上いたし、繰越金、基金繰越金では財政調整基金繰入金5,496万8,000円を追加計上いたしました。

次に歳出で、15ページの総務費、財政管理費では、大規模事業基金積立金7,216万7,000円を追加計上いたしました。

19ページの民生費、児童措置費では、制度改正により子ども手当及び児童手当をそれぞれ計上いたし、生活保護費では生活保護扶助費の見込みにより733万7,000円を計上いたしました。

22ページの土木費、港湾建設費では、海岸保全施設単県事業233万4,000円を計上いたし、23ページの公共下水道費では、下水道事業特別会計の補正に伴い、繰出金123万1,000円を減額をいたしました。

消防費、防災対策費では、防災行政無線修繕料746万円を計上いたしました。

26ページの教育費、給食施設費では、広島県学校給食モニタリング事業7万2,000円を計上いたしました。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。

御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 最終ページ、26ページですね、広島県学校給食モニタリング事業、このことにつきましては、たしかセシウムとかなんとかの食事に関する検査だと思うんですが、補正じゃなく当初計画にない理由と事業内容をちょっと教えてください。

○議長（川本英輔議員） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村輝彦君） お答えいたします。

これにつきましては、当初予算計上がなかったということにつきましては、10月に入りまして広島県のほうから本事業を実施する旨の通知を受けて、このたび補正を計上させていただいたものでございます。

また、事業内容についてですが、東日本大震災による原子力災害により放射性物質の拡散等に関連し、児童・生徒のより一層の安全・安心を確保するという観点から文部科学省が実施をするもので、文部科学省から都道府県へ、またさらに都道府県から各市町村に委託をして実施をするものでございまして、学校給食1食全体の放射性物質の有無等を調査する業務でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 続きまして、町民の皆さんにいわゆる広報をしたほうがいい

と思ってちょっと質問するんですが、ホームページ等にはこういうのは載せないんですか、ちょっと関連の部署、お願いします。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） モニタリング事業の結果につきましては、これは県のほうがホームページに載せていくということで伺っております。ですから、坂町の結果についても県のほうで一括してホームページのほうに載せて周知するという事になるのかと思います。以上です。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） 12ページの財政調整基金の繰り入れというのがあるんですけど、今、地方交付税なんか非常に交付がおくれているということで、その関係なのかどうかということなんですが、そこら辺で歳入不足で、よく他の自治体では借入金を起こしておるとかということなんですが、そこら辺もあわせて資金繰り等についてはいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 中村企画財政課長。

○企画財政課長（中村政愛君） お答えいたします。

議員おっしゃるような普通交付税の支給がおくれているということは確かにございましたが、既に予定どおり、ちょっとおくれたものの、収入は全額なされております。

また、財政調整基金の繰り入れでやっておるということでございますが、今年度の年度間の財源調整という意味で、予算編成上これだけの金額を繰り入れるというふうなことをしたものでございまして、資金運用等々の話と直接は関係ございませんと御報告いたします。以上です。

○議長（川本英輔議員） 姫宮議員。

○7番（姫宮五鈴議員） 11ページの民生費国庫負担金の子ども手当負担金がマイナス1億4,846万2,000円になってますが、どうしてですか、マイナス、お願いします。

○議長（川本英輔議員） 奥民生課長。

○民生課長（奥 至雅君） お答えいたします。

子ども手当につきましては、本年度から児童手当に名称が変更しております。また、所得制限が加わるなど制度改正も行われております。その関係で、3月については平成23年度の子ども手当、そして4月、5月につきましては24年度の児童手当とい



うことで、4カ月一度に払うものですから、この2月・3月分の子ども手当の額が確定した残りの金額、これを歳出のほうでマイナスをさせていただいております。そのうちのここに計上しております1億4,846万2,000円が国庫負担分になっているということでございます。そしてさらには、先ほど制度を改正したと言いましたとおり、児童手当として計上いたしておりますので、この児童手当の国庫負担分を計上しております。

もう1点つけ加えさせていただきたいと思います。

国庫負担金につきましては、1億4,846万2,000円の減額、そして児童手当負担金については1億4,163万3,000円の増額という形にさせてもらっています。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○2番（主枝幸子議員） 12ページの不動産売払収入なんですが、どこの不動産なんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） お答えいたします。

当初、町民交流センターの移転者に対して予算を2,500万円計上しておりましたけれども、その後、県道事業に協力していただいた方々の財産の売り払いに係る収入でございます。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） 県道事業で移転していただく方に対する財産を買っていただいた収入でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

主枝議員。

○2番（主枝幸子議員） 今の件なんですが、ちょっと場所を教えてほしいんですが。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） 旧町民グラウンドの土地を造成いたしまして、その区画を買っていただいたものでございます。

○議長（川本英輔議員） 姫宮議員。

○7番（姫宮五鈴議員） 済みません、9ページの町税がマイナス2,500万円になっておりますけど、入らなかったということですかね、マイナス。

○議長（川本英輔議員） 河本税務住民課長。

○税務住民課長（河本和彦君） お答えいたします。

2,500万円、内訳としまして、法人の均等割、これは560万円、9号法人への変更とか過年度の区分変更による125万円ほど入ったとか、それらのもろもろで560万円増額しております。そして法人税割、この3,060万円のマイナスにつきましては、平成24年度の予算編成以後に3月の定例会で収入見込みが落ちたと、収益が落ちたということで、23年度の決算で3,000万円ほど落とさせていただきましたが、予算はその前の段階のほうでいってましたので、ずっと月々のを見て平成23年度の決算2億7,700万円程度のほぼ横ばいで収入が推移してますので、3,000万円ほどはその分の減額でございまして、収入が決算時点と比べましたら減ってるとかということではございませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○6番（出下 孝議員） 1点ちょっとお聞きしたいんですが、以前に説明があったのかもわからんですが、ちょっと忘れておるもんで再確認で、15ページに人事異動という理由の説明がありましたが、給与とか職員手当、一般職扶養手当、そういった給与とか職員手当というのが減額になってますよね。これは17ページは選管、それから23ページは都市計、それから25ページには社会教育費という目でそれぞれ給与、職員手当が減額になっとるわけなんですけど、これの理由をです、この人事異動という中身が何でこういう減額につながるとのかというところをちょっと説明をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 新木総務課長。

○総務課長（新木之博君） お答えいたします。

まず職員の給与費につきましては、例えば議会事務局の職員につきましては議会費、総務課とか企画財政課につきましては総務費というようなことで、各関係科目のほうに自治法の規則に基づいて予算計上をそれぞれ行わせていただいております。この中で職員の人件費につきましては、人事異動等の兼ね合いが当然わからないので、当初予算におきましては、23年度の実績を踏まえて、そのままの実績で24年度当初予算に人件費を計上しておりました。御承知のように、4月1日付で人事異動等がございまして、科目によっては職員の給与費が高い低いがありますので、その関係でプラスになる科目もありますし、マイナスになる科目もあります。

今回、実はこの集計をさせていただきました人件費の関係、約770万円のトータルでの減額になっておるんですけれども、実は9月の補正のときに期末勤勉手当等の部分の支給が間に合わない部分につきましては、プラス750万円ほど増額をさせていただきました。今回770万円ほどの減額ということで、トータルで言えば、ほぼ当初予算どおりの補正となっておりますけれども、そういう意味で申し上げれば、科目によりまして、人事異動によりまして高い職員が安い職員になってくれば、給与のその差額によってプラ・マイが出るということでございます。今年度につきましては給与改定がございませんでしたので、そのままの給与改定のないベースとして計上させていただきます。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） 15ページの大規模事業基金積立金が7,000万円ほど上がってきとるんですけれども、この主な理由につきまして、よろしく申し上げます。

○議長（川本英輔議員） 中村企画財政課長。

○企画財政課長（中村政愛君） お答えいたします。

先ほどの都市計画課長等の説明がございましたように、県道事業等によりまして土地の財産売り払い収入がございました。この収入につきましては、受け継いできた土地、受け継いできた財産による売り払いの収入でありますことから、平成20年度単年度予算で整理するのではなく、後の事業に備えて積み立てておこうということでございまして、土地売り払い収入と同額の金額を大規模事業基金に積み立てることとしたものでございます。以上です。

○議長（川本英輔議員） 折出議員。

○8番（折出直幸議員） 22ページをお願いします。港湾建設費で233万4,000円追加になってるわけですが、この中身というのは、ちょっとお願いします。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） お答えいたします。

この補正の内容につきましては、現在工事を実施されている横浜海岸の中におきまして、横浜東1丁目の中洲公園から小学校の角までの部分が実施計画になっておりません部分がございます。この部分約100メートルあいておりますが、ここの対策を県が今後調査をするということでの単県事業の700万円の3分の1の負担金として補正をしておるものでございます。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○6番（出下 孝議員） 19ページをお願いします。19ページに生活保護費の項目で生活保護扶助費というのが733万7,000円ほど補正がかかっています。この中身ですね、これは先ほどの説明では見込みによって増額したということなんですが、最初の見込みですね、最初の予算はどういうように計上しとったのか、それがどういう理由によってこの見込みがふえたのか。この733万7,000円というのは、生活保護を受ける扶助費の何人分ぐらいに相当するのかというのがわかれば説明をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 奥民生課長。

○民生課長（奥 至雅君） 生活保護につきましては、昨年度の実績によりまして大体支払われる金額というのは決まっていますので、そのことから予算を組ませていただいております。このたびの増額補正につきましては、突然緊急の手術あるいは入院等が発生いたしまして、その金額がかさんだことによるものでございます。

何人分かという話でございますが、それぞれ各ケースによって金額がまちまちでございますので、何人分ということはお答えすることができません。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○6番（出下 孝議員） もう来年度の予算の業務にかかっていると思うんですけど、この実績というのは来年度の予算へ見込みとして入れられるおつもりですか、それとも、もうこれは今年度で終わりというような感覚ですかね、どちらでしょう。

○議長（川本英輔議員） 奥民生課長。

○民生課長（奥 至雅君） 来年度予算につきましては、世帯の状況を見ますと、障害者であるとか高齢者であるとか、かなり高齢の方もおられます。そういう面で見ますと、予算はある程度は反映すべきだろうというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 最終ページですね、26ページちょっとお願いします。

ここの中に海洋センターの管理費なんていうのが一挙にこれは120万円ですか、これ、光熱水費というの、ちょっと原因はこれ何ですか。多分700万円ぐらいの予算から一挙に、この光熱水費はたしか700万円ぐらいだと思いませんか。この増の原因をちょっと理由をお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 坂井生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂井眞智子君） お答えいたします。

この120万2,000円の内訳でございますけど、電気料につきましては、参加回数、使用回数がふえましたことによりまして、20万2,000円電気料が増加いたしております。また水道料の100万円に関しましては、猛暑により水が濁ったため、水を入れかえましたことと、水漏れ等によって100万円を計上させていただきました。以上です。

○議長（川本英輔議員） 姫宮議員。

○7番（姫宮五鈴議員） 23ページの防災対策費のところ修繕料が746万円というのは、ホースか何か傷んでそれを取りかえたんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉原環境防災課長。

○環境防災課長（吉原 修君） お答えいたします。

修繕などに関しましては、この746万円に関しましては、防災行政無線の修繕料でございます。防災行政無線につきましては、毎年9月から10月にかけて保守点検を行っておりますが、今回の点検におきまして、バッテリーや一部器具に機能低下が見られまして、全てのバッテリーと消耗品の交換を行う必要が出たものでございます。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 9月の補正とちょっと比較させてもらったんですが、23ページ、その中の公共下水道と公園費というのがね、これって1,000円ということ公園費の中にありますね。これって9月の補正で何か2,100万円ほど云々されたことの経緯を調べたんですけども、一緒にやればええ話じゃないかと私は思ってたんですね。それと同時にちょっと語弊があれば、また修正ください。

それから、公共下水道費、これも9月の補正で1,500万円ぐらい上がって、また再度123万1,000円、これ上がるとるんですけど、同時に9月の補正でできなかったもんだろうかとふと思ったんですが、その辺はどんなでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） お答えいたします。

まず1点目の公園費の1,000円の補正でございますけれども、これは土地の借上げ料が11月の時点で買収価格評価審議会によって決定するものでございまして、

9月の時点では、これはまだわからなかったものですから、今回計上したものでございます。

次に、公共下水道費の繰出金につきましては、これはこの後、下水道特別会計で出てきますけれども、歳入歳出予算の補正によりマイナス123万1,000円を計上したものでございます。以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 続いて済みません、今2問目のほうですけど、できるだけそれは小出しにするんじゃないかと、ある程度決まれば出してほしいという意味合いで言ったんですけれども、やっぱりその時点では出ないものですか、公共下水道費についてのいわゆるこの123万1,000円というのは。

○議長（川本英輔議員） 新木総務課長。

○総務課長（新木之博君） お答えいたします。

このたびの公共下水道費の補正につきましては、公共下水道特別会計の人件費の補正に伴うものでございまして、それによって繰出金が120万円ほどの減額になっております。職員の給与費につきましては、先ほど申し上げたように、この補正で計上させていただきまして、実は9月では職員の給与費につきましては、例えば人事院勧告あるいは国家公務員の給与の状態がわからないので、9月補正では対応ができません。このたび補正をさせていただきました。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第59号「平成24年度坂町一般会計補正予算（第4号）」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第16 議案第60号「平成24年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題にします。

本件について、提出者より提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第60号「平成24年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入におきましては一般会計繰入金、町債、歳出におきましては総務管理費の減額計上を行い、既定の予算総額から103万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億1,401万3,000円といたすものでございます。

まず歳入につきまして、9ページの繰入金、一般会計繰入金123万1,000円の減額は、このたびの歳入歳出予算の補正により計上をいたしました。

町債、事業債20万円の増額は、資本費平準化債の借入額が確定したことにより計上をいたしました。

次に歳出につきまして、10ページ、一般管理費、需用費の修繕料20万6,000円は、向田雨水ポンプ場の通信用無停電電源装置の修繕に伴う増額で試算の上、計上をいたしました。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第60号「平成24年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第60号は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第17 議案第61号「（仮称）町民交流センター建設工事請負契約の締結について」を議題にします。

本件について、提出者より提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第61号「（仮称）町民交流センター建設工事請負契約の締結について」御説明申し上げます。

本事業につきましては、公募型プロポーザル方式で整備事業者を募集をいたし、最優秀提案者の選定に当たり、事業者選定審査委員会を設置をいたしました。平成24年5月30日に第1回目の事業者選定審査委員会が開催され、審査基準等の審議結果を踏まえて、同年6月11日にプロポーザルの公告及び募集要項の公表を行いました。そして6月28日に4社からの参加表明を受け、10月19日に同じく4社から技術提案書が提出されました。その後、事業者選定審査委員会が10月25日、11月8日及び11月14日の計3回開催され、各社の技術提案書が審査されました。その結果、提案価格14億1,750万円の株式会社竹中工務店広島支店が最優秀提案者に選定されたことから、優先交渉権者に決定をいたしましたので、この契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。なお、この工事の工期は平成26年6月30日といたしております。

提案内容の概要につきましては、生涯学習課長から説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 坂井生涯学習課長。



○生涯学習課長（坂井眞智子君） それでは、（仮称）町民交流センター建設工事の提案内容の概要について、お手元の資料に基づきまして御説明いたします。

本工事につきましては、既存町民体育館の解体工事並びに（仮称）町民交流センターの設計、施工及び施工管理を一括発注いたします。

建設する施設の概要は鉄筋コンクリート造及び鉄骨造の3階建てで、坂地区における拠点避難所という機能整備に重点を置き、あわせて各種スポーツ及び文化行事に対応できる町民の交流拠点として整備いたします。

資料1ページの1階平面図をごらんください。

1階には会議室、控室、更衣室、倉庫等を配置し、屋内外に駐車場及びバイク置き場を配置いたしております。また、仮設トイレを設置できるマンホールなども設置いたします。

次に、2ページの2階平面図をごらんください。

2階は町道総頭川1号線からアクセスする施設の玄関としてのエントランスホール、ロビー及び交流スペースを配置し、そして施設のメインとなるアリーナを配置いたしております。アリーナはバレーボールやバスケットボールの公式コート規格を満たしており、また、電動式移動観覧席1,010席や間口18メートルのステージを設置し、各種体育及び文化行事に対応できる機能を整備いたします。交流スペースやアリーナは災害時に避難所運営本部や避難スペースとしての利用を想定いたしております。

次に、3ページの3階平面図をごらんください。

3階には災害時に備えて食糧、飲料水、毛布等を備蓄する倉庫や200席の固定観覧席、母子観覧室等を配置いたしております。

また、施設全体として自然エネルギーを最大限に活用して維持管理費を低減し、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインへ配慮した施設として整備を計画いたしております。なお、本工事につきましては、安全対策に努め、事故がないよう十分気をつけて行いますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（川本英輔議員） これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

瀧野議員。

○11番（瀧野純敏君） この契約なんですけど、これからも追加を出すようなことはないでしょうね、それを聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 車地教育次長。

○教育次長（車地勝司君） お答えいたします。

本日、議会の議決を得まして、それから実施設計、実際の実施設計に入っているわけでございますけれども、議員さんからの要望等についても先日の全員協議会で答えさせていただきました。それからまた、体育協会、文化協会等とも協議するというような段取りになっておりますので、その折に一部変更とかいうことは十分考えられますけれども、今のところ額については14億1,750万円ということで契約をして、その中で、ある程度の変更については協議の上で考えていかないけんと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○9番（大田直樹議員） 決まってからね、プロポーザルということで受け付け番号1番、13億5,450万円、整備費最低制限価格未満により失格いうふうになっているわけですよ。だけど提示するときは、町のこうこうこういうふうなものを入れなさい、こういうふうなものを入れなさいで応募してきとるわけですよ。安うできれば、それこそええんじゃないかと思うのが、何でこういうふうな価格になるんですかいうのを聞きもせんと、最低制限がもう決まるとるからだめですよいうふうな根拠がちょっとわからないというか、そこらあたりは何でそういうふうなのを設ける必要があったのかないうふう感じておるんですが、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩をいたします。

（休憩 午後 1時40分）

（再開 午後 1時41分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 三宅建設部長。

○建設部長（三宅信治君） お答えいたします。

これはなぜかということでございますけれども、募集時にそういう最低制限価格を設けるということで、そういう最高限度額が15億5,000万円、それと最低限度

額以上の間でない、まずはそういう審査に入れないということを決めております。その中で、その額は業者から来たのはわかりませんが、それらの中でそういう状況とかいうのでいろいろ聞くと、これぐらいの工事になりますと、かなり15億5,000というようなことでかなり要るのではないかというようなことで制限価格を決めておりますけれども、そういう中でルールによってそういうものを決めたので、後からお金を確認した中で、その中に入っていないということで、それは当初からルールで募集要項で決めておりますので、たまたまその中へ入ってなかったということで、それ以降の審査を行っていないというような状況でございます。

それと、そのルールもございますけど、町でやる中で、例えば入札をするにしても最低制限価格というのは決めておまして、それ以上のことが条件でございます。それでそういうので、この前の耐震工事、横の耐震工事におきまして、最低制限価格を下回っておるといふようなことの業者については、もう初めから失格ということで、そういうルールで行っておりますので、今回が特別ということではございません。以上です。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○9番（大田直樹議員） ですから、決めておったから、この値段では失格よというふうな、決めておったからというふうに言われると、それまでなんです。だから最初に言いましたように、町が募集かけるからには、もちろん耐震はもちろん今の時代ですから入れますわね。そして私たちが勉強してきた中で、こうこうこういうふうなものも入れてくれ、こういうふうなものも入れてくれというのも皆入っておったわけですよ。それでなおかつこの値段でできる。ただ、その最低制限を設ける必要があったのかなというふうな。そういった条件をつけた中で、6,000万円から安いわけですよ、失格になった業者は。そういったのを、もう安いから何で、普通なら、普通の一般企業なら、何でおたくはこういうふうになくできるんかとか言うと、もう機械を持っておるところとかは、それら償却は全部済んどんですよ。ですから、その機械はただで使うてもええんですよみたいな部分があるわけですよ、積算する中で。わかりますか。そういう全部リースをするとか償却が済んでないものの償却を入れたりすると、それらの使用料とかを皆入れるから積算としてかかってくるわけですけど、そういった最低制限を持たない事業に関してはそういうふうなのがあって、何でおたくはこういうふうないのがあってよかった、設けなくて、町が決めたルールに従ってこういうふう

うになりました言われればあれなんですけど、それらを設ける必要があったのかないうふうな。

失格になった理由はわかるんですよ、もう。町がルールとして設けとるんだから。だけど、条件として出すときには、今もろもろ言ったものを皆インターネットで、ホームページとかで出しとるわけでしょうから、もうそれらでみんな、うちだったらこれのできるって応募してくるわけですよ。そういう中で、耐震が悪いわけではなからうし、何もかもととるわけではなからうし、全然お話も聞かないで金額だけでいう、その最低のあれを設ける必要があったのだからうかいうところが聞きたいんです。

○議長（川本英輔議員） 斎藤副町長。

○副町長（斎藤哲也君） お答えいたします。

この工事につきまして、最低制限価格をなぜ設けたかということでございますけれども、地方自治法上、工事につきましては最低制限価格を設けるということができるという、いわゆる競争入札の一つの手法でございます。その中で、これはなぜできたかと申しますと、品質を下げ、要は価格競争だけになるということがありまして、数年前、18年ごろだったと思いますけれども、この最低制限価格制度ができました。以後、先ほど大田議員が申されましたように、調査というのもございます。実は低入札価格調査というのがございまして、それはある程度もう少し大きい規模の工事になりますと、それ以下の価格を出した業者に対して、なぜこの価格を出したのかという調査をして、それでちゃんとした品質を確保できるということができれば工事を契約をするというような手法もございます。ですけれども、今回の工事につきましては、その額に達してませんので、一応町のルールということで、最低制限価格の導入ということでやらせていただきましたので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○9番（大田直樹議員） だから今、考査ですかね、聞き取り、どこまでとかいうのは最低制限よりまだ何%かいうルールがあるんですか。最低限のちょっと何ぼとか、そのところをちょっと。

○議長（川本英輔議員） 中村企画財政課長。

○企画財政課長（中村政愛君） 最低制限とか調査の一般論で御説明を申し上げます。

最低制限価格制度というのは、先ほど副町長等みんなが申しておりますように、品質の確保のため、これ以下の金額では契約をしないということでございます。数年前

にも最低制限調査価格制度ということをや坂町でも平成11年ごろに試行した例がございまして、そうした中で最低制限価格を決めましょうということで、当時75%を下らない範囲でといったもので決めておりましたものを現在の運用ではそれぞれパーセンテージを定めて決めておるものでございまして、ですから、そういった現在の段階では調査制度というのは坂町にはございません。一応、最低制限価格を下回った場合には、我々が設定した価格以下でしたら、もう自治法上のルールにのっとって調査をせず失格とするというふうな取り決めにいたしておるものでございます。以上です。

○議長（川本英輔議員） 姫宮議員。

○7番（姫宮五鈴議員） 今の説明を聞いた中で、雨水の利用がちょっと見えてこないんですけど、雨水の利用はしないんですか。飲み水に使ったり、いぐあいにできるんですよね。

○議長（川本英輔議員） 車地教育次長。

○教育次長（車地勝司君） お答えいたします。

雨水の利用等についても考えられております。雨水の利用で緊急時のトイレの排水、流す水とか散水用の水とかというものも当然考えておられます。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） 今回の請負契約金額の中に入る部分なんですが、主体の工事とか特殊設備とかいうのがあると思うんですが、いわゆるこの間の説明の中でも備品対応というようなことがよくあったんですけども、この請負金額プラスのそういった大型備品や何かを含めての予算ですよ、そこら辺まで計算は、積算はされておるんですかね。

○議長（川本英輔議員） 車地教育次長。

○教育次長（車地勝司君） 実のところ、こういう備品につきましては、いろいろございますけれども、バスケットボールとかいうのもございます。これにつきましては、今から体育協会、文化協会等とも協議いたしまして至急に積算してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） ちょっと今の大型備品というふうなもの似通ってるんですけど、いろいろと打ち合わせの中で、レンタルで音響と反射板を設置するというふうなことなんですけどね、例えばはるか遠くにお客さんがおってですよ、1,000

名ですから。だから、例の500名の云々とは全然違うと思うんです。

それでちょっとお聞きしたいのが、レンタルでやるんだけど、多分、音響反射板というのは、こんな大きい天井につり下げるような反射板をつけないと、はるか遠くの人に聞こえないと思うんですね。それで、このつり下げるワイヤーとか、あるいはいろいろと操作盤ですよ、ああいうのは基本的につけとかんと、板をつけても多分何かその辺わからんのですけど、そういうような提案はございますか。ちょっとその辺はプラスになるのか、あらかじめつくのかいうようなことをちょっとお聞きしたいと思って、その質問をします。

○議長（川本英輔議員） 坂井生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂井眞智子君） お答えいたします。

音響反射板についてですけど、音響反射板を固定で設置しますと700万円以上の費用がかかります。また、音響反射板を使う演奏というのは、マイクを通さない音楽のときに音響反射板を使って会場の方たちに流すというものなんですけど、それはこの1,100人入るぐらいのホールにしますと、例えば体育もできますので、多目的になっております。そうすると、そういう音楽をするときには、やはり小さい200人ぐらいの内容のときに、その音響反射板が有効に活用されるわけなんですけど、今借りようとしている音響反射板が必要なときに対応しようとしているリースの分は20万円ぐらいなんですけど、それは天井からつり下げるものでなく、演奏者が必要なときに、音響反射板を必要とするんだけどというときに利用したいと思っておりますけど、マイクもあわせて使えるような感じの演奏になるかなと考えております。だから、つり下げのワイヤー等は必要になってまいらないと思います。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） この間、図面のことについては、あるいは議会からの要望については全員協議会で説明していただいたんですが、いろいろと見よると疑問な点もあるわけでございまして、そこらの先ほども文化協会とか体育協会等の意見を聞きながらというようなこともありました。実施設計の段階もあると思うので、例えばいつごろまでにそういった意見を聞き、例えば議会にしてもそうなんですけども、日程的にそこら辺のことを教えていただければと思います。

○議長（川本英輔議員） 車地教育次長。

○教育次長（車地勝司君） お答えいたします。

今現在スケジュール的には、業者から示されているのは、実施設計が終了がこの前、全協で説明させていただきましたが、3月末から4月の初めごろというような計画で出しておられます。ですから、これについてはまだ協議いたしておりませんが、一応業者からの提案では3月末までに実施設計を、3月末から4月初めにかけて実施設計を終えるというような提案がなされております。

それから、そういうその提案にまず沿っていきますと、やはり一番遅くても2月末、このスケジュールに沿った場合ということですが、これについても今からきょう以降協議してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○9番（大田直樹議員） あくまでも確認というか、大幅な部屋の移動、部屋の増設とかいうふうなのはもうだめよみたいなんで、この前、全協の中でも、ちょっと舞台の裏の通路、向こうまでまた、奥村氏も言ったんだけど、下の部屋へおりの階段がなくて、またもとへ戻るような格好になっとるわけですよ。そういうふうな移動でなく、ただ下へおるとかいうのは、下の控室へ直接行かないで、また戻ってきてから下の控室へみたいなのは、ちょっと凶面で見ると見えるんですけど、そういうふうなのを協議してから、向こうへもう終わって間口に下がったら、そのまま下へ控室へおられるようなことはできるのかどうかというふうな協議した中で、そういったのも今言われた期間内であったらできるんだろうか、部屋の増設でなかったらどうなんかないというふうな部分があるんですが、そういったのはどうなんでしょう。

○議長（川本英輔議員） 車地教育次長。

○教育次長（車地勝司君） お答えいたします。

先日の奥村議員さんの意見等についても伺っております。また検討していきたいというふうに答えさせていただいておりますけれども、主体の構造物が変わるとか大きな変更が伴うものは、ちょっと難しいと思われましてけれども、先日の奥村議員の意見についても協議していこうと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） 駐車場が70台ということで、大規模イベントのときには当然足りないということになれば、坂小学校のグラウンドを使ったりということになるので、ここの中にも坂小との景観をうまくやるというふうには書いてあるんですが、そうした場合、例えばオープンすれば、今度は坂小の側の安全の問題ですよ。あそ

ここは何か校門がたくさんあって、赤門とか黄門とかいろいろあって、8カ所も今校門があって開かれた学校なんですけど、この状況を見よるとオープンな状態になるわけですね。常時出入りができるような感じのもので、そここのところはちょっと説明を受けておらんのでようわからんのですが、そこら辺のいわゆる小学校と交流センターとの敷地境界の問題とか、あるいは相互乗り入れの問題とかそういったところの説明が多分今回なかったような気がするので、そこら辺のことを説明していただきたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 車地教育次長。

○教育次長（車地勝司君） お答えいたします。

この提案について評価された一番の点は、動線が人と車、ですから通学路としてかなりの子供が使っております。これについて、車と人の分離がなされているというのも評価の点でございます。

今の坂小学校を駐車場として使った場合の児童の安全の確保ということでございますけれども、今議員さん御指摘のように、坂小学校にはいろいろ門がございます。通常の学校が開いているときに何か大きいイベントをやるということになりますと、やはり今議員さん言われたように、そちらのほうの門は使わずに、正門とか裏門と申しますか、緑門と言うんですけれども、農協のスーパーのほうの門とかそういうものを利用するようになると思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） そういう意味じゃなくて、常時交流センターのほうはオープンになってますよね。そうすると、常時出入りできるじゃないですか、何でも。だから、例えば交流センターが例えば閉館になったとき、あるいは夜間とか使ったときに、門を閉めて、もう学校に入れんようになるのかどうかということなんです。

○議長（川本英輔議員） 車地教育次長。

○教育次長（車地勝司君） 済みません、間違っておりました。図面を鳥瞰図を見ていただければ、この前のほうですね、総頭川1号線から農協のほうにちょっと寄ったほうから車は入ってくるような格好になっております。通学路につきましては、この前の橋から子供が渡ってきまして、歩道部分をずっと歩いて坂小学校のほうの中に入って行くような格好です。

ここで鳥瞰図を見ていただければわかるように、建物の左手に車の駐車場への入り



口がございます。植木がありまして、その隣に歩道が完全に分離された歩道を用意しております。ですから、子供はその歩道に沿って小学校のほうに行くと。逆に小学校からこの歩道を通って橋を渡るということで、車は橋から上流のところを町民交流センターのほうに入ってくるということで、一応車と子供の分離がされておると。1点、今の総頭川1号線を渡るときには、車と人間が、ここが横断歩道になると思うんですけども、そこで交差するところが1点ございます。

夜については、門を当然いろいろな方法があると思えますけれども、それはもう完全に閉めるということでございます。どうも済みません。

○議長（川本英輔議員） 三宅建設部長。

○建設部長（三宅信治君） お答えいたします。

先ほどの件ですけれども、小学校との分離ということで、小学校との分離につきましては、フェンス等で仕切って、町民交流センターのほうからは学校へ入れないというようなことで施工するようにしております。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） 今の例えば臨時駐車場に使う場合ですね、グラウンドを、それはどこから入るのかというと、今交流センターの上側に町道がありますよね。そこはもう行きどまりになるんですかね。そこからはもう入れんようになるのかということと、それから多分バスが大型バスとかそういったものが来る可能性があるんで、そこら辺の駐車場ですよね。そこら辺の駐車場はどういうふうにするのかということがありますよね。

○議長（川本英輔議員） 車地教育次長。

○教育次長（車地勝司君） 2点目の大型バスの駐車場につきましては、今のこの計画では現在のところは設けておりません。ですから、今現在では大型バスについては総頭川1号線は上ってこれません。将来、県道坂小屋浦線が通った折に、また今の大型バスのつける場所とかいうのでございますけれども、一応前面に、建物前面にある程度広場といいますか、設けてございますけれども、ある程度車寄せ程度には使えるんじゃないかと考えております。

済みません、もう1点、坂小学校を駐車場として使う場合の車の入り口ということでございますけれども、これ、鳥瞰図を見ますと、行きどまりみたいな格好になっておりますけれども、ここを一応ここから入れるような格好で考えております。ですから、

ここを何もネットみたいなんですけど、これを門扉つけて車が鍵かけられて入れるように考えております。済みません。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○9番（大田直樹議員） この鳥瞰図を見ますと、金額の中には駐車場からあれまで全部もちろん入るわけですよ。そして、出入りが総頭川1号線からだけだったら、ここへ引き返すのにあれで、この鳥瞰図を見ますと、ちょうどワイワイの前あたりがちょっと舗装が鳥瞰図だったら見えるわけですよ。あそこを臨時にでも、あそこから出してから右へ曲がって、ずっと宮のほうへ行ければ、1号線へ出なくて、あそこにも臨時の出入り口を設けるのかないうふうに、この鳥瞰図からでは見受けられるんですけど、そういった考えはなくて、それは鳥瞰図で、あそこはもう設けませんよいうようなものなのか。というのは、1号線へばっかり出すと、70台といえども後ろのほうは遅いのとか通りよったらみたいを感じるんじゃないか思うんで、ここから出せば、すぐからすぐからもう宮のほうへ逃げたり、この1号線へ出たりいうふうなことも考えられるんじゃないかないうふうに思うんですが、いかがですか。

○議長（川本英輔議員） 車地教育次長。

○教育次長（車地勝司君） 鳥瞰図を見ていただいたらわかると思うんですけども、棒みたいなのが三つ見えると思います。ここから出入りさせる場合には、そういうこともできるんですけども、この場合には当然警備を交通安全のためにそれをつけて出入りいうことは考えられます。以上です。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） アリーナを文化ホールとして使う場合、ここへ電動の客席というのがありまして、前が330席で後ろが680席というふうになっとるんですが、今町民センターが大体500キャパですよ。そういうときに500人いうことになる、後ろも全部出さないかんいうことになりますよね、前の330だけじゃ足りないので。この330と680のなぜ330であるのかということ。町民センターでは、例えば500なら500とか400とかいうのがある場合に330では、ちょっと少ないですよ、人数が。そうすると、一々そういう事態になったときには後ろでがらがらになっとるのを出さないけんということになるので、例えば、これは平面と階段状になるのかという面もあるのかもしれないんですけども、例えば前が500で後ろが500だったら常に500は出せるわけですよ。そういうような考え方もあ

るので、なぜ330で680なのかというのを教えてください。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩します。

（休憩 午後 2時06分）

（再開 午後 2時07分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） それでは最後、車地次長、答弁をよろしくお願いします。

○教育次長（車地勝司君） お答えいたします。

確認ですけれども、最後の質問については、どの程度まで修正といいますか、できるかということでございますね。

今から実際のところ業者と協議に入って行くわけでございます。ここまでとかいうのをすごく申し上げにくいところは当然でございます。私も建設の素人でございますし、はっきり言えるのは躯体を直す、ここに何かをつくれとかいうものについては、なかなか難しいかなど。ですが、ここに一つ、もうちょっとここを広くとってくださいとか、このスペースをこれに変えてくださいというようなものについては当然修正等はできると考えておりますので、どこまでできるかということにつきましては、はっきりとは申し上げることはできませんので、その点御容赦のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長、つけ加えることはありませんか。

○町長（吉田隆行君） 本日、この議案を同意をいただいたならば、これから業者のほうで本設計に入るわけでございますけれども、やはり要所要所では皆さんにもそれを提示しながら、またそこら辺御理解いただきながら進めていくことになろうと思っておりますので、そこらもひとつ御理解いただきまして、私からはそういうことでひとつよろしくお願いをいたしたいと思っております。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これより、議案第61号「(仮称)町民交流センター建設工事請負契約の締結について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案第61号は原案のとおり可決することに決定しました。

お諮りいたします。

議事の都合により本日の会議はこれまでとし、延会としたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 御異議なし、と認めます。

よって、本日はこれをもって延会といたします。

再開は、あす12月7日10時とします。

御苦労様でした。

○事務局長(高橋蔦江君) 皆様、御起立ください。

(全員起立)

○事務局長(高橋蔦江君) 御礼。

(延会 午後 2時11分)